

利用上の注意

- 1 総務省・経済産業省の「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(以下「活動調査」という。)は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的に、平成 24 年 2 月 1 日を調査期日として実施した。
- 2 活動調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。
 - ① 大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
 - ② 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
 - ③ 大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
 - ④ 大分類 R - サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所
- 3 この「集計結果報告」は、活動調査の産業別集計(卸売業・小売業)確報結果の調査票情報について本県が独自集計した資料から作成したものである。また、年間商品販売額等の経理事項は平成 23 年 1 年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
- 4 集計方法及び集計対象は次のとおりである。
 - (1) 活動調査の調査結果のうち、産業大分類が「I - 卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。
 - ① 調査結果の概要(「5 小売業業態分類別」を除く)については、産業大分類「I - 卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額は、数値が得られた事業所について集計した。
 - ② 統計表については、産業大分類「I - 卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
 - ・「事業別売上(収入)金額」の「商業」(「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。)に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること。
 このため、上記①の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない。※

※①と②の集計における卸売業及び小売業の合計の比較

集計区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
① 調査結果の概要 (「5 小売業業態分類別」を除く)	14,841	97,332	2,051,594
② 統計表	11,590	72,985	1,979,042

- (2) 調査結果の概要及び統計表において、「平成 24 年」の数値は活動調査、平成 19 年以前の数値は「商業統計調査（経済産業省）」（以下「商業統計」という。）である。

なお、商業統計との比較に当たっては、上記 (1) ①、②のように集計対象が異なること、また、平成 19 年の日本標準産業分類の第 12 回改定に伴い、産業分類が別表 1「日本標準産業分類第 12 回改定(平成 19 年 11 月)卸・小売一新旧対照表」のとおり変更になっていることに留意する必要がある。

5 主な用語の説明

(1) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所。
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(2) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド。
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- ⑦ 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等での事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(3) 従業者数

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

(4) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(5) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(6) 小売業業態分類別

活動調査の調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表2の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

6 地区別区分は次のとおりである。

東部地区	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

7 記号及び注記

- (1) 調査結果の概要及び統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 調査結果の概要及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

8 内容についての問い合わせ先

この「集計結果報告」についての問合せは、下記にご連絡ください。

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2449）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆経済センサス（総務省統計局）

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/>

◆商業統計調査（経済産業省）<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/>

◆大分県の統計

<http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

別表1 日本標準産業分類第12回改定(平成19年11月)卸・小売—新旧対照表

<第11回改定>

<第12回改定>

大分類 J—卸売・小売業

大分類 I—卸売業, 小売業

49 各種商品卸売業		50 各種商品卸売業	
		○ 500 管理, 補助的経済活動を行う事業所(50 各種商品卸売業)	
		○ 5000 主として管理事務を行う本社等	
		○ 5008 自家用倉庫	
		○ 5009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	
491 各種商品卸売業 (略)		501 各種商品卸売業 (略)	
50 繊維・衣服等卸売業		51 繊維・衣服等卸売業	
		○ 510 管理, 補助的経済活動を行う事業所(51 繊維・衣服等卸売業)	
		○ 5100 主として管理事務を行う本社等	
		○ 5108 自家用倉庫	
		○ 5109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	
501 繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)		511 繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)	
× 5011 生糸・繭卸売業		○ 5111 繊維原料卸売業	(旧5011, 5012から)
	(新5111へ)		
× 5012 繊維原料卸売業(生糸, 繭を除く)			
	(新5111へ)		
5013 糸卸売業		5112 糸卸売業	
5014 織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)		5113 織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	
× 502 衣服・身の回り品卸売業		○ 512 衣服卸売業	
5021 男子服卸売業		5121 男子服卸売業	
5022 婦人・子供服卸売業		5122 婦人・子供服卸売業	
5023 下着類卸売業		5123 下着類卸売業	
		○ 5129 その他の衣服卸売業	(旧5029の一部から)
5024 寝具類卸売業		○ 513 身の回り品卸売業	
× 5025 靴卸売業		5131 寝具類卸売業	
	(新5132へ)	○ 5132 靴・履物卸売業	(旧5025, 5026から)
× 5026 履物卸売業(靴を除く)			
	(新5132へ)		
5027 かばん・袋物卸売業		5133 かばん・袋物卸売業	
× 5029 その他の衣服・身の回り品卸売業		○ 5139 その他の身の回り品卸売業	(旧5029の一部から)
	(新5129, 5139へ)		
51 飲食料品卸売業		52 飲食料品卸売業	
		○ 520 管理, 補助的経済活動を行う事業所(52 飲食料品卸売業)	
		○ 5200 主として管理事務を行う本社等	
		○ 5208 自家用倉庫	
		○ 5209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	
511 農畜産物・水産物卸売業 (略)		521 農畜産物・水産物卸売業 (略)	
512 食料・飲料卸売業		522 食料・飲料卸売業	
× 5121 砂糖卸売業		○ 5221 砂糖・味そ・しょう油卸売業	(旧5121, 5122から)
	(新5221へ)		
× 5122 味そ・しょう油卸売業			
	(新5221へ)		
5123 酒類卸売業		5222 酒類卸売業	
5124 乾物卸売業		5223 乾物卸売業	
× 5125 缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)			
	(新5229へ)		
5126 菓子・パン類卸売業		5224 菓子・パン類卸売業	
5127 飲料卸売業(別掲を除く)		5225 飲料卸売業(別掲を除く)	
5128 茶類卸売業		5226 茶類卸売業	
		○ 5227 牛乳・乳製品卸売業	(旧5129の一部から)
× 5129 その他の食料・飲料卸売業		○ 5229 その他の食料・飲料卸売業	(旧5125, 5129の一部から)
	(新5227, 5229へ)		

<第11回改定>

<第12回改定>

- 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

- 521 建築材料卸売業
 - 5211 木材・竹材卸売業
 - 5212 セメント卸売業
 - 5213 板ガラス卸売業
 - × 5219 その他の建築材料卸売業
(新5314, 5319へ)

- 522 化学製品卸売業
 - 5221 塗料卸売業
 - × 5222 染料・顔料卸売業
 - × 5223 油脂・ろう卸売業
(新5329へ)
 - × 5229 その他の化学製品卸売業
(新5322, 5329へ)

- × 523 鉱物・金属材料卸売業
 - 5231 石油卸売業
 - 5232 鉱物卸売業(石油を除く)
 - × 5233 鉄鋼卸売業
(新534へ)
 - × 5234 非鉄金属卸売業
(新535へ)

- 524 再生資源卸売業 (略)
- 53 機械器具卸売業

- 531 一般機械器具卸売業
 - 5311 農業用機械器具卸売業
 - 5312 建設機械・鉱山機械卸売業
 - 5313 金属加工機械卸売業
 - 5314 事務用機械器具卸売業
 - 5319 その他の一般機械器具卸売業
- 532 自動車卸売業 (略)
- 533 電気機械器具卸売業 (略)
- 539 その他の機械器具卸売業
 - 5391 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
 - 5392 精密機械器具卸売業
 - 5393 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)

- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
 - 530 管理、補助的経済活動を行う事業所(53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)
 - 5300 主として管理事務を行う本社等
 - 5308 自家用倉庫
 - 5309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- 531 建築材料卸売業
 - 5311 木材・竹材卸売業
 - 5312 セメント卸売業
 - 5313 板ガラス卸売業
 - 5314 建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く)
(旧5219の一部から)
 - 5319 その他の建築材料卸売業
(旧5219の一部から)
- 532 化学製品卸売業
 - 5321 塗料卸売業
 - 5322 プラスチック卸売業
(旧5229の一部から)
 - 5329 その他の化学製品卸売業
(旧5222, 5223, 5229の一部から)
- 533 石油・鉱物卸売業
 - 5331 石油卸売業
 - 5332 鉱物卸売業(石油を除く)
- 534 鉄鋼製品卸売業
 - 5341 鉄鋼粗製品卸売業
(旧5233の一部から)
 - 5342 鉄鋼一次製品卸売業
(旧5233の一部から)
 - 5349 その他の鉄鋼製品卸売業
(旧5233の一部から)
- 535 非鉄金属卸売業
 - 5351 非鉄金属地金卸売業
(旧5234の一部から)
 - 5352 非鉄金属製品卸売業
(旧5234の一部から)
- 536 再生資源卸売業 (略)
- 54 機械器具卸売業
 - 540 管理、補助的経済活動を行う事業所(54 機械器具卸売業)
 - 5400 主として管理事務を行う本社等
 - 5408 自家用倉庫
 - 5409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- (名) 541 産業機械器具卸売業
 - 5411 農業用機械器具卸売業
 - 5412 建設機械・鉱山機械卸売業
 - 5413 金属加工機械卸売業
 - 5414 事務用機械器具卸売業
 - (名) 5419 その他の産業機械器具卸売業
- 542 自動車卸売業 (略)
- 543 電気機械器具卸売業 (略)
- 549 その他の機械器具卸売業
 - 5491 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
 - (名) 5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
 - 5493 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)

<第11回改定>

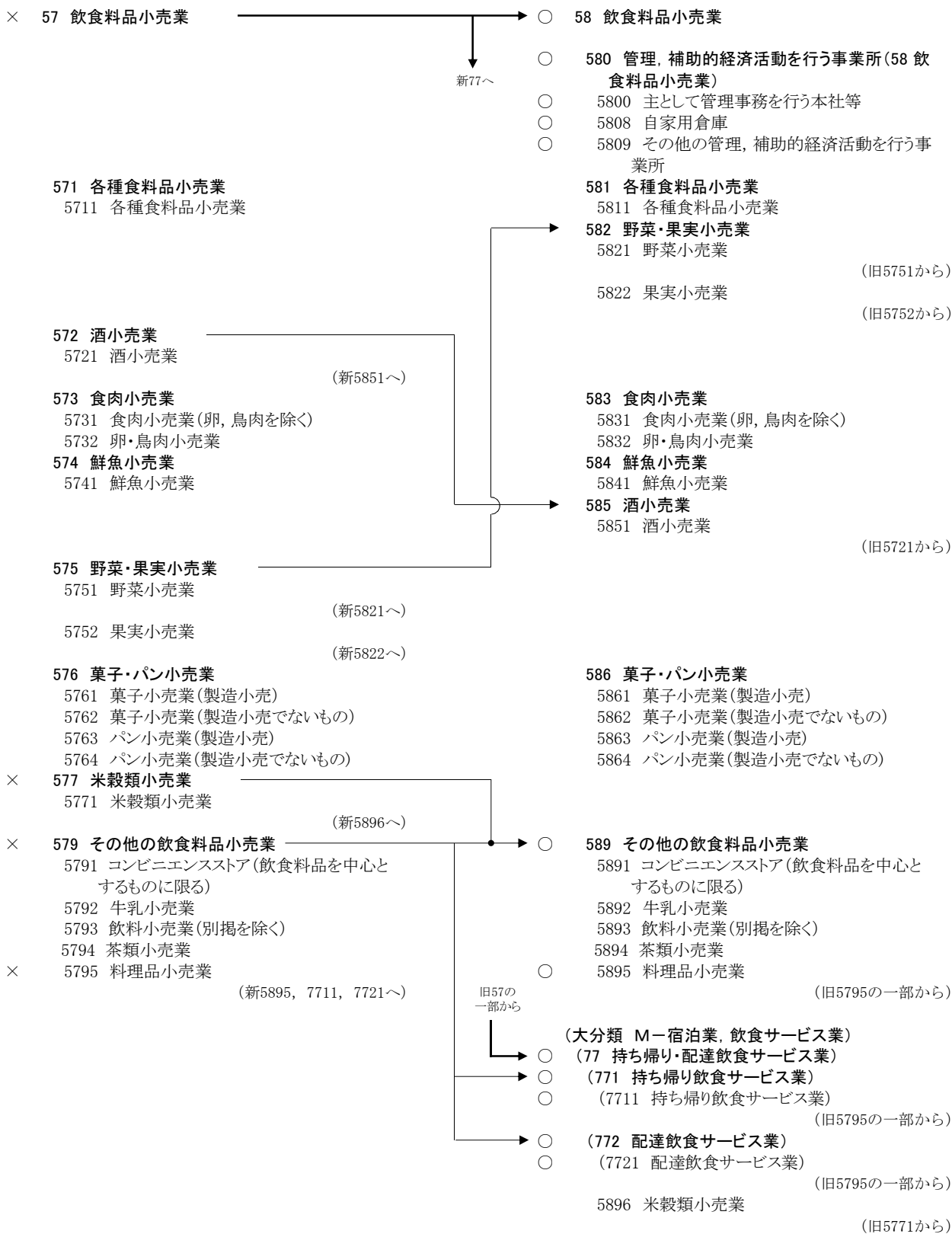
- 54 その他の卸売業
- 541 家具・建具・じゅう器等卸売業（略）
- 542 医薬品・化粧品等卸売業（略）
- × 549 他に分類されない卸売業
- × 5491 紙・紙製品卸売業
 (新553へ)
- 5492 金物卸売業
- 5493 肥料・飼料卸売業
- × 5494 スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
 (新5593, 5594へ)
- 5495 たばこ卸売業
- 5496 ジュエリー製品卸売業
- 5497 代理商, 仲立業
- × 5499 他に分類されないその他の卸売業
 (新5597, 5599へ)
- 55 各種商品小売業
- 551 百貨店, 総合スーパー（略）
- 559 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)（略）
- 56 織物・衣服・身の回り品小売業
- 561 呉服・服地・寝具小売業
 ~ (略)
- 564 靴・履物小売業
- 569 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
- 5691 かばん・袋物小売業
- × 5692 洋品雑貨・小間物小売業
 (新5792, 5793へ)
- 5699 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

<第12回改定>

- 55 その他の卸売業
- 550 管理, 補助的経済活動を行う事業所(55 その他の卸売業)
- 5500 主として管理事務を行う本社等
- 5508 自家用倉庫
- 5509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 551 家具・建具・じゅう器等卸売業（略）
- 552 医薬品・化粧品等卸売業（略）
- 553 紙・紙製品卸売業
- 5531 紙卸売業
 (旧5491の一部から)
- 5532 紙製品卸売業
 (旧5491の一部から)
- 559 他に分類されない卸売業
- 5591 金物卸売業
- 5592 肥料・飼料卸売業
- 5593 スポーツ用品卸売業
 (旧5494の一部から)
- 5594 娯楽用品・がん具卸売業
 (旧5494の一部から)
- 5595 たばこ卸売業
- 5596 ジュエリー製品卸売業
- 5597 書籍・雑誌卸売業
 (旧5499の一部から)
- 5598 代理商, 仲立業
- 5599 他に分類されないその他の卸売業
 (旧5499の一部から)
- 56 各種商品小売業
- 560 管理, 補助的経済活動を行う事業所(56 各種商品小売業)
- 5600 主として管理事務を行う本社等
- 5608 自家用倉庫
- 5609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 561 百貨店, 総合スーパー（略）
- 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)（略）
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 570 管理, 補助的経済活動を行う事業所(57 織物・衣服・身の回り品小売業)
- 5700 主として管理事務を行う本社等
- 5708 自家用倉庫
- 5709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 571 呉服・服地・寝具小売業
 ~ (略)
- 574 靴・履物小売業
- 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
- 5791 かばん・袋物小売業
- 5792 下着類小売業
 (旧5692の一部から)
- 5793 洋品雑貨・小間物小売業
 (旧5692の一部から)
- 5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

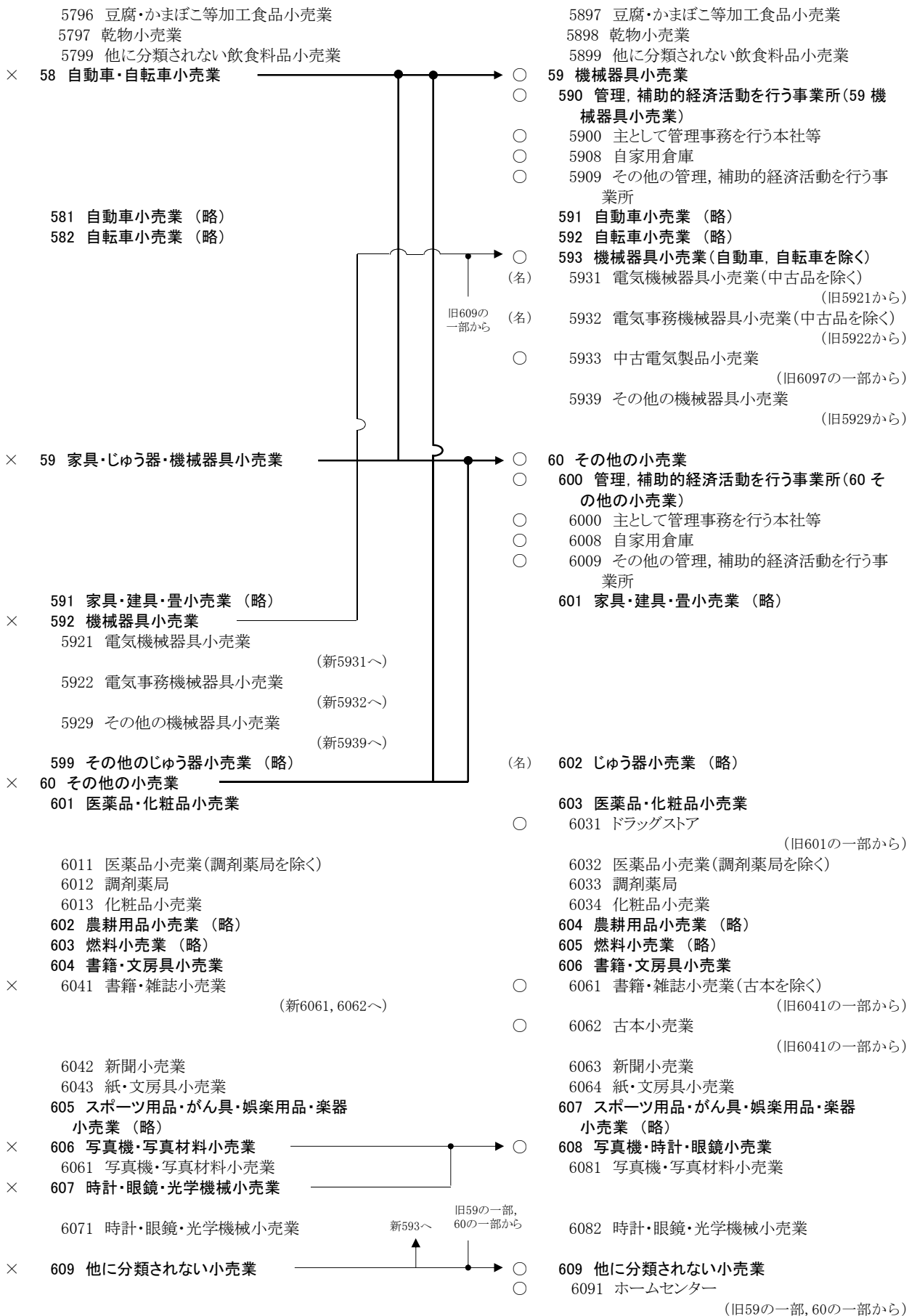
<第11回改定>

<第12回改定>



<第11回改定>

<第12回改定>



<第11回改定>

- 6091 たばこ・喫煙具専門小売業
- 6092 花・植木小売業
- 6093 建築材料小売業
- 6094 ジュエリー製品小売業
- 6095 ペット・ペット用品小売業
- 6096 骨とう品小売業
- × 6097 中古品小売業(骨とう品を除く)
(新5933, 6098へ)
- 6099 他に分類されないその他の小売業

<第12回改定>

- 6092 たばこ・喫煙具専門小売業
- 6093 花・植木小売業
- 6094 建築材料小売業
- 6095 ジュエリー製品小売業
- 6096 ペット・ペット用品小売業
- 6097 骨とう品小売業
- 6098 中古品小売業(骨とう品を除く)
(旧6097の一部から)
- 6099 他に分類されないその他の小売業
- 61 無店舗小売業
- 610 管理, 補助的経済活動を行う事業所(61 無店舗小売業)
- 6100 主として管理事務を行う本社等
- 6108 自家用倉庫
- 6109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 611 通信販売・訪問販売小売業
- 6111 無店舗小売業(各種商品小売)
- 6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)
- 6113 無店舗小売業(飲食料品小売)
- 6114 無店舗小売業(機械器具小売)
- 6119 無店舗小売業(その他の小売)
- 612 自動販売機による小売業
- 6121 自動販売機による小売業
- 619 その他の無店舗小売業
- 6199 その他の無店舗小売業

別表2

業態分類表

区分	セルフ方式(注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) その他の百貨店					
2. 総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) 中型総合スーパー					
3. 専門スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち6021+6022+6042が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター					
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上取扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいう。 ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を扱っている事業所 ・セルフサービス方式を採用しており、店舗形態において「ドラッグストア」を選択した事業所
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店					
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店					
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
11. 無店舗販売	×	訪問販売＋通信・カタログ販売＋インターネット販売＋自動販売機による販売が100%	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売＋インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号(日本標準産業分類の分類番号に準拠)である。また、「衣」、「食」、「住」とは、個人経営の場合は商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいい、個人経営以外の場合は、小売販売額の商品群別割合のうち①衣料品が「衣」、②飲食料品が「食」、③その他が「住」に該当する。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 平成19年商業統計の業態分類と比べ、「5. 広義ドラッグストア」、「8. 家電大型専門店」及び「11. 無店舗販売」を新たな業態として区分している。

(注5) 産業分類「6091ホームセンター」とは、産業分類「60その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいい、業態分類「うちホームセンター」の事業所数等とは一致しない。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「6021金物」、「6022荒物」及び「6042苗・種子」のいずれかを扱っている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、店舗形態において「ホームセンター」を選択した事業所

(注6) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が50%及び売場面積が30㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。